平成28年5月27日 島根県健康福祉部青少年家庭課 児童・家庭相談支援スタッフ 担当:眞邊玲子、川本広志 電話:0852-22-6392 FAX:0852-22-6045

平成27年度に各児童相談所及び各市町村で対応した児童相談の状況及び児童相談所における児童虐待相談の 内訳は下記のとおりでしたのでお知らせします。

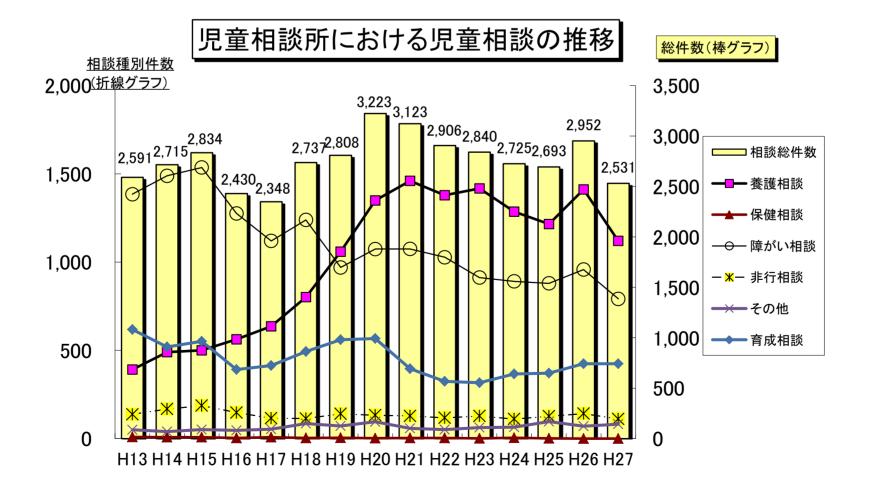
平成27年度 児童相談の状況について

1 児童相談の対応状況

平成28年5月 青少年家庭課

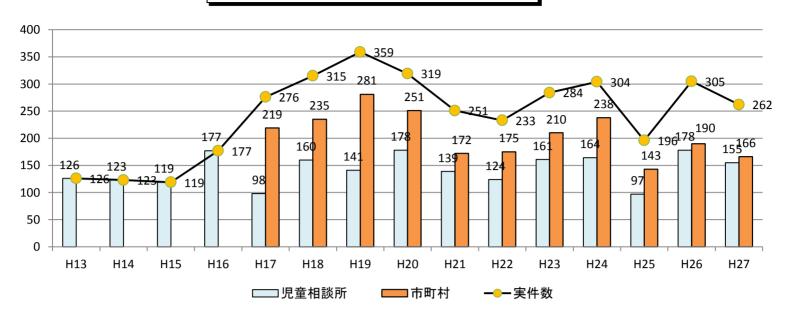
相談種別		平成2				平成2			平成27年度				
1日的人1里刀门	○児童相談所		◇市	◇市町村		○児童相談所		◇市町村		○児童相談所		◇市町村	
養護相談	1,216	45.2%	508	60.7%	1,412	47.8%	586	63.5%	1,120	44.3%	526	64.1%	
(内虐待相談)	97	3.6%	143	17.1%	178	6.0%	190	20.6%	168	6.6%	186	22.7%	
保健相談	2	0.1%	49	5.9%	1	0.0%	12	1.3%	1	0.0%	10	1.2%	
障がい相談	880	32.7%	92	11.0%	958	32.5%	95	10.3%	792	31.3%	84	10.2%	
非行相談	127	4.7%	13	1.6%	142	4.8%	6	0.7%	112	4.4%	11	1.3%	
育成相談	371	13.8%	103	12.3%	368	12.5%	169	18.3%	424	16.8%	121	14.7%	
その他	97	3.6%	72	8.6%	71	2.4%	55	6.0%	82	3.2%	69	8.4%	
合計	2,693	100%	837	100.0%	2,952	100.0%	923	100.0%	2,531	100.0%	821	100.0%	

- ○平成27年度の対応件数は、児童相談所で2,531件。(*平成27年分より、計上方法を変更)。 市町村は821件で102件の減少となった。
- ○受付内訳は、児童相談所は養護相談が最も多く、次いで障がい相談、市町村でも養護相談が 最も多く、次いで育成相談となっている。
 - ※平成17年4月から全市町村に児童家庭相談窓口が設置されている。



2 児童虐待相談の新規認定件数

〇児童虐待相談(新規認定件数)の推移

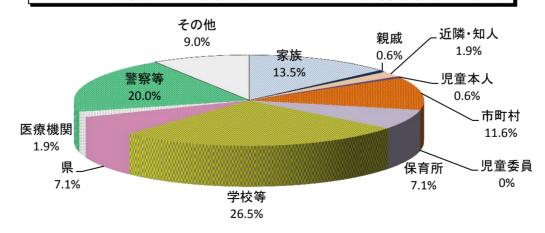


- ○平成27年度の児童虐待相談の新規認定件数は、児童相談所が155件(前年比約13%の減)、 市町村が166件(同約13%の減)となった。
- ○児童相談所と市町村で連携して関わった重複ケース59件を除くと、県内で新たに 児童虐待相談として認定した件数は262件で、前年比約14%の減となった。
- ・平成25年度:196件《97件(児童相談所分)+143件(市町村分)- 44件(重複分)=196件》
- ・平成26年度:305件《178件(児童相談所分)+190件(市町村分)- 63件(重複分)=305件》
- ・平成27年度:262件《155件(児童相談所分)+166件(市町村分)- 59件(重複分)=262件》
- ○平成27年度の児童相談所への虐待通告件数は395件(H26は372件)であった。

(1)-1受付経路(児童相談所)

区分	家族	親戚	近隣•知 人	児童 本人	市町村	児童 委員	保育所	学校等	県	保健所	医療 機関	警察等	その他	計
H25年度	20	0	0	4	17	1	1	28	6	0	6	13	1	97
口23千度	20.6%	0.0%	0.0%	4.1%	17.5%	1.0%	1.0%	28.9%	6.2%	0.0%	6.2%	13.4%	1.0%	100.0%
H26年度	20	13	14	2	41	0	4	28	8	5	4	36	3	178
口20千度	11.2%	7.3%	7.9%	1.1%	23.0%	0.0%	2.2%	15.7%	4.5%	2.8%	2.2%	20.2%	1.7%	100.0%
山07年度	21	1	3	1	18	0	11	41	11	0	3	31	14	155
H27年度	13.5%	0.6%	1.9%	0.6%	11.6%	0.0%	7.1%	26.5%	7.1%	0.0%	1.9%	20.0%	9.0%	100.0%

〇平成27年度 児童相談所における児童虐待相談受付経路

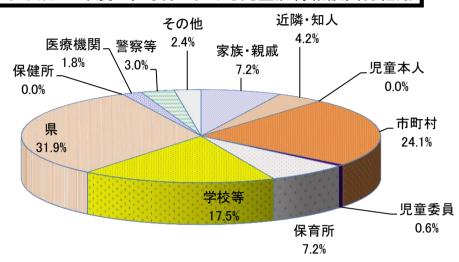


- ○児童相談所に寄せられた児童虐待相談は、学校、警察からが多く、次いで家族、市町村 県、保育所からとなっている。
- ○学校からの相談・通告が41件(26.5%)と、前年に比べ増加した。

(1)-2受付経路(市町村)

区分	家族• 親戚	近隣• 知人	児童 本人	市町村	児童 委員	保育所	学校等	県	保健所	医療 機関	警察等	その他	計
H25年度	18	1	0	27	3	18	32	23	0	6	10	5	143
口23千茂	12.6%	0.7%	0.0%	18.9%	2.1%	12.6%	22.4%	16.1%	0.0%	4.2%	7.0%	3.5%	100.0%
H26年度	39	4	0	44	1	12	42	37	0	4	3	4	190
口20千皮	20.5%	2.1%	0.0%	23.2%	0.5%	6.3%	22.1%	19.5%	0.0%	2.1%	1.6%	2.1%	100.0%
H27年度	12	7	0	40	1	12	29	53	0	3	5	4	166
口2/牛皮	7.2%	4.2%	0.0%	24.1%	0.6%	7.2%	17.5%	31.9%	0.0%	1.8%	3.0%	2.4%	100.0%

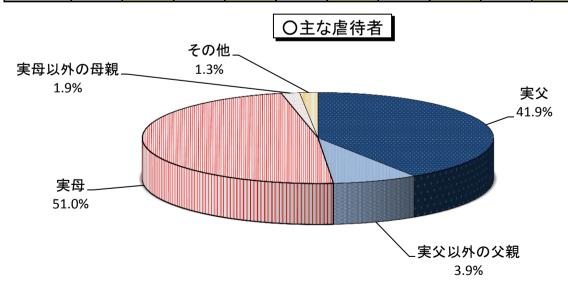
〇平成27年度 市町村における児童虐待相談受付経路



○市町村に寄せられた児童虐待相談は、県、市町村、学校等からが多く、次いで 家族・親戚、保育所からとなっている。

(2)主な虐待者(児童相談所)

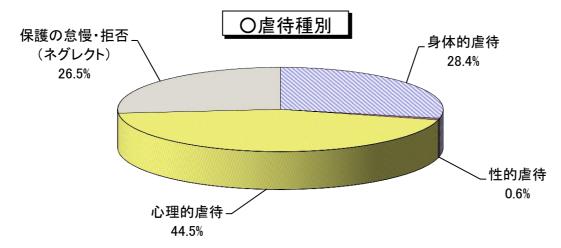
区分	実	父 実父以		実父以外の父親		実母 実母以		外の母	その他		計	
H25年度	12	12.4%	16	16.5%	61	62.9%	1	1.0%	7	7.2%	97	100.0%
H26年度	73	41.0%	14	7.9%	86	48.3%	2	1.1%	3	1.7%	178	100.0%
H27年度	65	41.9%	6	3.9%	79	51.0%	3	1.9%	2	1.3%	155	100.0%



○主な虐待者は、実母が79件(51.0%)と最も多く、次いで実父が65件(41.9%)、 次いで実父以外の父親が6件(3.9%)となっている。

(3)虐待種別(児童相談所)

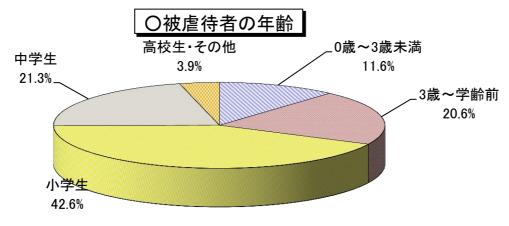
	身体的虐待		性的虐待		心理	的虐待		怠慢・拒否 「レクト)	計	
H25年度	23	23.7%	3	3.1%	44	45.4%	27	27.8%	97	100.0%
H26年度	48	27.0%	7	3.9%	84	47.2%	39	21.9%	178	100.0%
H27年度	44	28.4%	1	0.6%	69	44.5%	41	26.5%	155	100.0%



○虐待の種別を見ると、心理的虐待が69件(44.5%)で最も多く、次いで、身体的虐待が44件(28.4%)、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)が41件(26.5%)となっている。

(4)被虐待者の年齢(児童相談所)

区分	O歳~	3歳未満	3歳~	3歳~学齢前		小学生		中学生		高校生・その他		計	
H25年度	13	13.4%	15	15.5%	36	37.1%	26	26.8%	7	7.2%	97	100.0%	
H26年度	14	7.9%	53	29.8%	67	37.6%	33	18.5%	11	6.2%	178	100.0%	
H27年度	18	11.6%	32	20.6%	66	42.6%	33	21.3%	6	3.9%	155	100.0%	



○虐待を受けている子どもの年齢をみると、小学生が66件(42.6%)、中学生が33件(21.3%)、次いで3歳~学齢前が32件(20.6%)となっている。

《参考》相談の種類及び主な内容

1. 養證	隻相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難、棄児、迷子、虐待等の環 境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談						
2. 保健相談		未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談						
3. 障がい相談		体不自由、視聴覚障害、言語発達障害、重症心身障害、知的障害、自閉症等に関する相談						
4. 非行								
	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察 署からぐ犯少年として通告のあった子ども等に関する相談						
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から通告のあった子ども、犯罪少年で家庭裁判所から送致のあった子どもに関する 相談						
5. 育成	社談	性格行動、不登校、進学適性・職業適性・学業不振等、育児・しつけに関する相談						
6. その)他の相談	上記のいずれにも該当しない相談						